

高付加価値なインバウンド観光地づくり推進業務委託仕様書

1 業務名

高付加価値なインバウンド観光地づくり推進業務

2 事業の目的

東紀州地域は世界遺産・熊野古道伊勢路や熊野カルデラに由来する巨岩、巨石をはじめとするダイナミックな景観、地域特有の食等の魅力的な観光資源を有する。また近年、世界遺産・熊野古道伊勢路には、大勢の訪日外国人旅行者が訪れている。その一方で、周辺地域での宿泊や消費に結びついておらず、観光客の地域にもたらす経済効果が限定的である。このような歴史・文化や景観を好む訪日外国人の高付加価値旅行者（以下、「高付加価値旅行者」という）を誘致することで、地域経済への高い波及効果が期待される。また、高付加価値旅行者は、知的好奇心が旺盛で積極的に自然体験や文化体験を行うことから、地域資源の魅力や価値が地域の人々に再認識され、自然、文化、伝統産業等の維持や継承にもつながる。

本事業は、高付加価値旅行者を対象とし、令和6年度事業で作成した東紀州地域のコアバリュー（地域への訪問・滞在をけん引する希少で高度な体験価値）に基づく付加価値の高いコンテンツ・ツアーアイテムを造成するとともに、これらの旅行商品の販売の仕組みや実施体制を構築する。また、販売する旅行商品のプロモーションを実施するとともに、高付加価値旅行者に対応できるガイド人材の現状調査を実施することで、高付加価値旅行者の受入環境整備を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

4 業務内容

（1）データに基づく分析・戦略策定

ア. 現状分析

東紀州地域を訪れている訪日外国人旅行者の各種データを分析し、これらの旅行者がこの地域に何を求め、どのような魅力を感じているかなど現状を洗い出すこと。

イ. ターゲットの設定

現状分析の結果に基づいて、訪日外国人旅行者のニーズや行動様式等を詳細に把握・分析し、具体的なターゲットを設定すること。

ウ. 戦略策定

ターゲットのニーズや行動様式を理解した上で、東紀州地域のコアバリューやストーリーを考慮しながら、ターゲット層の心に響く独自のコンセプトと基本戦略を策定し、具体的な実施内容やその手法、詳細なスケジュール等を公社と相談の上、実施計画を作成すること。

(2) 高付加価値体験コンテンツの造成

ア. ブランドストーリーの構築

ターゲット層が何を求めているかを分析した上で、東紀州地域の自然、歴史・文化、人々の暮らしを深く掘り下げ、ターゲットの知的好奇心や探求心を刺激し得るブランドストーリーを構築すること。

イ. フラッグシップツアーの造成

上記(2)ア.で構築したブランドストーリーを体現し、東紀州地域における今後のコンテンツ・ツアー商品の造成で核となるフラッグシップツアーを1件以上造成すること。なお、ツアーの造成にあたっては、高付加価値旅行者が重視する「本物性」「専門性」「プライベート感」を重視し、非日常を感じる魅力的な旅行プランを作成すること。また、インフルエンサーや旅行業者等によるモニターツアーを行い、アンケート等の実施による検証を行うこと。

ウ. 東紀州地域の観光コンテンツ等の改善支援

東紀州地域の観光コンテンツの中から、磨き上げを行うことで高付加価値旅行者に訴求できる魅力的なコンテンツを5件以上抽出し、次年度以降の販売を想定した改善支援を行うこと。

なお、令和6年度事業で作成した東紀州のコアバリューは、以下の内容である。

【コアバリュー】

険しくも優しい大いなる自然（海・山・岩・川）が近くにあるからこそ育まれてきた「なりわい」と「祈り」、それらをつなぐ「道」と「出会い」

険しくも優しい大いなる自然（海・山・岩・川）の中で、地域の人々は生活（なりわい）を築き、磐座信仰をはじめとする祈りの文化を守ってきた。熊野古道を歩くことで、人だけでなく、自然や歴史、そして自分自身とも深くつながることができる。先人たちが守ってきた道を一步一歩踏みしめながら、その思いに触れ、自分と向き合う旅がここにある。

(3) 販売体制の構築

ア. 海外セールスチャネルの開拓

海外市場の旅行会社とつながりのある訪日旅行会社、及びランドオペレーター、並びに訪日旅行を取り扱うターゲット国の現地旅行会社を対象にセールスを行い、報告書にまとめること。また、上記4(2)で造成したコンテンツ・ツアー商品と親和性が高く、ターゲット国の高付加価値旅行者の誘客促進に対して効果的であると考えられるOTA(Online Travel Agent)サイトを選定し、掲載・販売を実施すること。

イ. 地域内ランドオペレート機能の構築

東紀州地域における旅行商品の販売体制を整備するために、地域内ランドオペレート機能の構築に向けて必要かつ効果的と考えられる支援を、地域内ランドオペレート機能が期待される観光協会等を対象に実施すること。なお、支援の実施にあたっては、地域の宿泊事業者や体験コンテンツの運営事業者との連携に必要なタリフの作成や、予約・在庫管理が可能なランドオペレーターの確保・育成等を行うこと。また、高付加価値旅行者への対応に必要な知見や実践的なスキルが、支援対象となる観光協会等に蓄積されるように実施すること。

(4) グローバルプロモーション

ア. デジタルアセットの制作・発信

上記4（2）で造成するコンテンツ・ツアーアイテムの販売促進を図る上で、より効果的と考えられるプロモーション動画を制作すること。なお、プロモーション動画の制作本数については1本以上とし、（2）イ. のモニターツアーに参加したインフルエンサーによる動画等の活用も可とする。また、ターゲットに合わせた情報発信ツールを選定し、商品の魅力がより効果的に伝わる動画の制作を提案すること。

イ. 戦略的デジタルマーケティング

上記（4）ア. で実施するデジタルアセットの発信に対してアクセス解析を行い、データの分析結果に基づいて、プロモーションの精度を高めるためにより効果的と考えられる方策を提案すること。

ウ. インバウンド向けWebサイトの制作支援

当公社では、次年度以降、インバウンド向けWebサイトを構築することとしており、専門家の伴走支援による助言を得て、Webサイトの構成案等を提案すること。Webサイトの提案にあたっては、多言語表記の導入だけでなく、ターゲット層の心に響く構成案を提案すること。

(5) ガイド人材の現状調査

次年度以降に安定的かつ質の高いガイドの供給体制を構築するため、東紀州地域におけるガイド人材のスキルレベルや対応可能な言語、専門分野等について現状を調査し、報告すること。

(6) 独自提案

上記（1）～（5）をより効果的に実施し、業務の目的の達成につなげる追加の方策があれば、別途提案すること。ただし、実施に要する経費は、上記（1）～（5）の業務に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とし、さらに委託料全体の半額を超えてはならない。企画提案書には、独自提案事項の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に記載すること。

5 見積限度額

9,800,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 業務完了後の提出書類

委託業務が完了したときは、次のとおり成果品を公社に提出すること。なお、成果品については、第三者による確認があった場合も容易に理解できるよう作成するとともに、内容について提出期限の14日前に公社に共有し、意見を求める等の調整を行うこと。

（1）成果品

ア 業務完了報告書 3部

(記載事項)

i) 委託名

ii) 契約金額

iii) 契約日、契約期間

iv) 完成年月日

v) 実施した業務概要

vi) その他、事業実施の説明に必要な書類

イ 業務完了報告書の概要 3部

ウ 上記提出物の電子データ 一式

なお、業務完了報告書については、第三者による確認があった場合も容易に理解できるよう作成するとともに、内容について提出期限の14日前には公社に共有し、意見を求める等の調整を行うこと。

（2）成果品の提出期限 令和8年3月20日(金)17時まで

（3）成果品の提出場所 一般社団法人東紀州地域振興公社

（三重県熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎2階）

7 共通事項

委託業務を遂行する上で、以下のことに留意して実行すること。

（1）業務実施の条件

ア 本委託業務の実施にあたっては、隨時、実施内容を公社と協議しながら進めるものとし、その他本業務仕様書に明示されていない事項がある場合または業務上疑義が生じた場合は、両者の協議により、業務を進めること。

イ 各業務の実施にあたっては、その進捗を管理する者（以下「業務管理者」という。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。業務管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ業務の進捗等について把握し、適宜、公社担当者に報告することで、進捗の認識に齟齬が生じないように努めること。

ウ 本委託業務の進捗について、公社の求めがあった場合には、すみやかに経過報告書を提出すること。

エ 必要に応じ、公社が今年度実施する他の事業との連携を図ること。

(2) 再委託

再委託を行う場合は、事前に公社の了解を得るとともに、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて公社職員が直接に指示監督する場合がある。

(3) 資料等の作成

成果品や本委託業務の過程で作成する書類は、Microsoft社のPowerPoint・Word・Excel等、公社において二次利用可能な形式にて作成すること。なお、本業務により得られた成果品等の著作権、利用権は公社に帰属するものとする。

(4) 留意事項

- ア 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、被写費、交通費、通信費、消耗品費等全ての経費を、本業務委託料に含むものとする。
- イ 企画提案書で提案した業務は、当初契約金額内で責任をもって履行すること。
- ウ 契約締結後において、委託者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、委託者と受託者とで取り扱いを協議する。
- エ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、公社と協議して実施するものとする。全体を通じ、仕様書以外の事項で本業務に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。
- オ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに公社に報告し、その指示に従うこと。
- カ 業務遂行において疑義が生じた場合は公社と協議し、その指示に従うこと。
- キ 公社は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- ク この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ケ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- コ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに公社に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち公社又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって公社に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

サ 受託者は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- i) 断固として不当介入を拒否すること。
- ii) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力すること。
- iii) 公社に報告すること。
- iv) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、公社と協議を行うこと。

シ 受託者が上記サ ii) 又はサ iii) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ス 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。